

(議長)

休憩前に引き続き、会議を再開致します。

町民福祉課所管の予算並びに関連議案について、補足説明を求めます。

「町民福祉課長」。

「町民福祉課長」(補足説明)

はい。宜しくお願いします。

当課が所管します予算について説明させていただきます。予算資料は9頁から12頁となっております。主な内容について説明させていただきます

9頁、住民運動対策費でございます。事業番号49番、町内会等に関する補助金につきましては例年同様の内容となっております。

10頁、戸籍住民登録費、前年度と比較しますと約380万程の減となっております。減となった要因につきましては、30年度に整備致しました住民基本台帳ネットワークシステム更新事業が完了したことによるものでございます。

続きまして11頁、社会福祉総務費でございます。事業番号は80から83番。こちらは例年同様の内容となっております。

続きまして、11頁、社会福祉施設費でございます。当課が所管します、南が丘ふれあいセンターと水堀コミュニティーセンター、2つの施設に関する経費となっております。昨年度の予算と比較しますと、約60万程減となっておりますが、その要因は、30年度に整備しております、備品整備相当額が減となったものによるものでございます。

続きまして、11頁から12頁の障がい者福祉費でございます。今年度の総額は、5億5,820万、昨年と比較しますと約1,100万程の増となっております。その主な要因としますと、事業番号104番、障がい福祉サービス等給付費、こちらで約1,200万程の増となっております。短期入所者サービスが大きく落ち込む一方で、居住系日中系サービスが大幅な増額が見込まれる事から、今回1,200万程の増としております。

続きまして、事業番号107番、福祉タクシー助成でございます。予算額74万3千円で、昨年と比較しますと、80万ほどの減となっております。30年度から利用の対象を拡大して周知を図ってありますが、これまでの利用実績に基づいて減額を図ったものでございます。ちなみに30年度の利用者数につきましては、31人の利用を頂いております。

続きまして12頁、児童福祉総務費でございます。ナンバー114番、第2期子ども・子育て支援事業計画及び第1期子どもの未来を応援計画策定に掛かる経費としまして、332万5千円を計上させて頂いております。定例会資料につきましては、10頁からの資料8として、添付してございますので、ごらん頂きたいと思っております。30年度に実施しております、子ども子育て支援事業計画ニーズ調査、並びに子どもの貧困実態調査を踏まえ、平成32年度から始まる計画を策定するための予算となっております。

続きまして116番、なかよし、つばさ児童会運営費でございます。予算額670万7千円、昨年と比較しますと、約130万程増をお願いするものでございます。現在、4名の支援員で運営を行っておりますが、来年度新たに、支援員補助員を採用する事によって、預か

り時間の延長を図るという事で増額をお願いするものでございます。

続きまして119番、子ども発達支援推進でございます。予算額1,292万4千円、昨年度と比較しますと、約380万程の増となっております。上ノ国町へ支払いします、子ども発達支援センター負担金、こちらにつきましては、利用者の増、更にはこれまで北海道の補助金が充てられていましたけども、これの補助金が対象外となった事から、約100万の増となるもの、更には扶助費としまして、大きくは放課後デイサービス、こちらの利用者の増加、これまでは町で実施していた場合は、月1回の利用というふうに制限がございましたが、NPO法人に運営主体が変わった事によって、複数回の利用が可能になったという事で、約280万程の増をお願いするものでございます。

続きまして121番、児童手当支給、予算額6,755万5千円、前年比約890万程の減としてございます。こちらは児童数の減少による大幅な減としたものでございます

続きまして12頁、常設保育所費、今年度5,529万9千円と、ほぼ、前年並みの事業となっております。事業番号は123番から124番、常設保育所運営と保育所広域入所事業となっております。

予算につきましては、以上で説明を終わらせて頂きます。

続きまして、議案第23号、江差町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、ご説明させていただきます。議案書は、121頁、122頁、定例会資料81頁の新旧対照表によりご説明致します。今、一部改正は、地方分権改革に関する提案募集において、災害援護資金の貸付利率を条例で引き下げる事や、償還方法に月賦償還を加えるべきなどの提案がなされ、これを受けて関係法律が改正された事に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の1つ目は、これまで年3%としていた利率について、年3%以内で、規則で定める率とするものでございます。なお、規則で定める率につきましては、同様の公的貸付制度の最低の利率である、年1%を予定してございます。

2つ目。年賦償還または、半年賦償還としている償還方法につきましては、月賦償還を追加するものございます。

以上、2点についての改正について、本年4月1日施行するものとしてございます。

以上で、説明を終わらせて頂きます。

(議長)

以上で、説明が終わりました。質疑を許します。質疑希望ありませんか。

「小林議員」。

「小林議員」

福祉タクシーチケットに関してお伺いします。一度に使用される、使用可能な枚数の制限に関しまして、廃止するという様な議論はこれまでされて来ませんでしたでしょうか。

(議長)

「町民福祉課長」

「町民福祉課長」

はい。2回の部分に関しましては、具体的な議論はしてございません。と言いますのは、先程も申し上げましたが、現在の利用率自体が、2月末現在で約4割程度となっておりまして、ほぼ年度が終わる段階において、半分に満たない状況にあるという事から、1回当たり2回という部分については、継続というふうに考えてございます。

以上です。

(議長)

「小林議員」。

「小林議員」

利用者数が減って来ているという事なんですけれども、申請しなければいけないという事を周知していないのではないのかなと、感じる部分もあるんですけれども、如何でしょうか。

(議長)

「町民福祉課長」

「町民福祉課長」

はい。福祉タクシーの利用につきましては、これまで町広報を通じて、年2回程、広報により周知させて頂いております。それと、2月になりましてからですが、ホームページの方にも制度の概要について周知をさせて頂いているという事の状況になってございます。

(議長)

はい。いいですか。

「小林議員」

はい。

(議長)

はい。次に、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

はい。「小野寺議員」。

「小野寺議員」

ちょっと今私、用意してた部分の前に、今、小林議員の関係。福祉タクシー。高齢者、障がい者、押し並べてそうなんですけれども、色んなサービスを江差町で頑張って作っております。それは、独自もあれば国の色々制度がありますけれども、いずれにしても、頑張っております。今の福祉タクシー、ある意味、我々が使うんじゃないんですよ、課長。それこそ体が大変だとかですね、目がちょっと不自由だとか、中々しっかりと町広報が見れない。ホームページなんてまずほとんど見れない。で、形は申請ですけどもね、でも色んな所では、実際は、それに関わっている介護保険の関係者だとか、障がい施設等の関係者だとか、あ、あなたは福祉タクシー使えますよって、そうやってやっていますよね、課長、ねえ。それが多くのサービスですよ。それが町民の願いを答える、それこそ、町長の不幸ゼロの精神ですよ。今の課長の答弁ね、ちょっとね、私ね、到底受け入れ難い。利用率が低いんであれば、利用率が低い原因をもうちょっと、私も聞いてますよ。2枚ならとっても使いづらい。私ね、もっともってね、真剣に、今の小林議員の質問、質疑について、向きあって欲しい、と思います。それが1つ目。

それから。

(議長)

町民。

「小野寺議員」

ちょっと待って。今のは私、ちょっと想定外の質問なんです。

それで、予定してた質問。ちょっと待ってね。今、ついつい、小林さんの聞いてて。

はい。予定の質問。全部で2つです。1つは、一般質問でちょっとやりましたけれども、移動困難者、移動制約者、私、余りにも、当然、移動困難者とか移動制約者という定義と言いますか、これはもうほとんど国レベル、それから色んな自治体ではですね、だいたい共通認識だから、そんなに、あのう、違わないと思ったらね、ちょっとね、町長のあの答弁はね、まったく想定外の答弁だったんですね。だから、私、少し具体的に聞きたいと思うんですよ。それで、まずは、直接制度使っている方々の部分でお聞きします。ちょっと、あまり広くやっても、時間取っちゃうと思いますので、町民福祉課としては、ここでは、たぶん障がい者の関係で、サービス受けている方、そういう中で、移動困難者、移動制約者がどういう状況かなという事をあえて聞きます。ここで。

それでちょっと数字的な事をお聞きします。實際上、移動困難者、移動制約者、がサービスを受けているという部分で言えばですね、例えば、身体障害者手帳交付者、全部で江差町で500人以上いると思います。その中に特に、目が悪い視聴、視覚障害者、それから肢体不自由者、不自由、運動機能障害者は、350人ぐらいいるんでしょうか。まずね、この方々、大変ですよ。それから、精神障害者、保健福祉手帳交付者、40人近くいるんでしょうか。それから、知的障害者の判定受けている方、これは200人近くいるかと思いますが、ただ、現実、江差では、あすなろ学園で、ある意味、一元的にフォロー、ケア、してると思いま

すので、それを除いた場合に、どれだけいるのかなと、ちょっと、私分かりませんが、いずれにしても、移動困難者、移動制約者にかなり接近している方がいるんじゃないのかなという、まず、分母がこんだけいます。じゃあ具体的にどうなのかという事なんです。それで私は、さっきの、その申請主義とかっていう事にね、本当にびっくりしちゃったんだけど、こういう方々の実態っちゅうの本当つかまなきゃいけないんですが、まず、1つ目の質問、質疑。まず、さっき言いました、分母と言うかその数、かなりだぶっている方もいらっしゃるかも知れませんが、相当の数の方がいらっしゃいますが、その内、公共交通機関を使おうと思ってもなかなか利用が難しい、それは色々あります。それは分かりますよね。いるんですよ。で、これ、国でも、一定のモデル事業で調査した事もあるし。色々な自治体で、どれだけいるのかなあって、色々調べてるんですよ、江差きつと調べてないのかも知れませんが、あえて聞きます。今、言いました、身障者等々等の中で、公共交通機関の利用が難しいと思われる人は、江差町で、担当課で、何人ぐらいと思われませんか。これが1つ目。

で、2つ目。結局、具体的には買い物ですよ。通院です。それから、それだけじゃない、昨日も言いました、江差町が主催する色々な文化活動、民間等々、地域がやるイベント、そういうものにも出たい、当たり前です。そういうものにも中々色々な事情で参加出来ない。移動困難、移動制約者、そういう方々にどういうサービスをやってる。これは、江差町で福祉課、町民福祉課でも、かなり頑張ってやっているとと思うんですが、制度では同行援護とか、移動支援事業だとか、場合によっては、福祉有償運送を使って、ある程度掴んでいると思います。それから、直接、町民福祉課の事業としてもあります。どういう様なそういう困難な方がですね、そういうサービスを受けて、頑張って、買い物、通院、イベント等に参加しているのか。ちょっと教えてもらいたい。これが、1番目です。

それから、2つ目、最後です。今、全国的にも大きな問題になっております、児童虐待の問題です。これは、局面で言うと文科省の学校の長期、不登校という側面もあります。今日は、町民福祉課ですので、そっちの、いわば、厚生労働省の観点になろうかと思えますけれども、2つお聞きします。

それで、1つ目。町では、この件に関しては、要保護児童対策地域協議会というものを設けて、情報交換等されていると思います。それから、国も、近々の色々な全国的な事案が生じて、児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策と、課長もご存知だとは思いますが、これも自治体に対して、色々な角度から対策強化を依頼、通知してると思います。それで、直近でいうと、私見たら3月1日に全国児童福祉主管課長会議等々があって、これが道を通して江差町にも来ているか、来るか、だろうかなと思えますが、いずれにしても、江差町として、この児童虐待に関する対策の現状、それから今、国から色々なものが出て来るのでしょうか。分かりませんが、現時点での今後の考え方をお聞きしたいと思えます。

最後です。これは所管の町民福祉課の所管の保育園、直接の課題になろうかと思えますけれども、学校も今、長期に休んだ方に対してのどうのこうのとありますけれども、じゃあ、保育園でその欠席園児に対する、なんて言っているんでしょうかね、一定の、ちょっと実態把握だとか、一定のフォローだとかっていうのは、どの様にやられているのか、お聞きしたいと思えます。以上です。

(議長)

「町民福祉課長」。

「町民福祉課長」

はい。まず1点目、タクシー、福祉タクシーの申請等に関する考え方という部分についてお答えさせていただきます。議員がお話しされております様に、現在、申請行為に基づいて、交付をさせて頂いてございます。制度の周知という形で、広報だけでは足りないという、その通りだと思います。私ども、直接的に障がい者の方と接する機会があるとすれば、例えば、手帳交付もしくは再交付、そういった部分での窓口対応の際にですね、きちんとそういう、該当する方については、福祉タクシーという制度がございますという様な制度の徹底を図って参りたいというふうに考えてございます。

続きまして、2点目、公共交通機関の利用が困難な方、実際、所管課としてどのくらいいるかという部分でございます。結論で申し上げますと、私どもの場合は、正直、ニーズは分かりません。と言いますのは、障害の程度、区分の数値はある程度、把握してございますが、例えば家族構成であったり、もしくは、車を所有している、していない、そういった部分の把握がまったく出来てございませんで、実際に何人位いるかという部分については、申し訳ございませんが、今は分からないというふうに、答弁させて頂きたいと思っております。

3点目、福祉サービスの、失礼しました。3点目、移動困難と思われる方が、どの様な制度を利用されているかという様なご質問です。1つは、障害者福祉サービス、こちらの方の結びつけさしていると、何らかの情報提供、もしくは、相談事があった場合、私どもの方で、可能な限り、サービスを制度としての利用が出来る方につきましては、そちらの方に、結び付く様に、例えば、同行援護であったりだとか、家事支援であったりだとか、という様な形への制度への結びつけを行っている他、先程、1問目でございました様に、福祉タクシー、こういった部分での制度を利用頂いているという状況でございます。

続きまして、要対協の考え方です。昨今の全国的なそういう犯罪に結び付く様な、事案が発生しているという事で、私どもの方にもそういう通知が届いてございます。現在、江差町としますと、関係機関、町に限らず、北海道だったり、場合によっては、警察機関、こういった部分を含めて、対策協議会議という形での情報共有を図る、もしくは、情報共有プラス、こういった形でその家庭に支援をしていくのかという事の会議を適宜開催してございます。必要に応じて、その窓口となる課といいますか、私どもで言うと、例えば、家が窓口のある場合であったり、他の課が窓口となるような場合がございますけれども、そちらの方が対象となるご家庭との接触を通じながら、必要に応じて、外部の機関との情報共有を図りながら、対策を練っているという様な状況でございます。

最後、保育園の状況でございます。基本的には保育園につきましては、お休み頂く場合は、連絡を頂く事になってございます。例えば、1週間休みますという様な場合については、その予定されている期間を過ぎて、連絡がないような場合については、こちらから保護者の方、もしくは、保護者に代わる様な方に連絡を取る様な形で、家庭の状況、子どもさんの状況を

確認しているという状況でございます。以上です。

(議長)

はい。いいですか。「小野寺議員」。

「小野寺議員」

2点、お聞きします。福祉タクシー分かりました。ちょっとごめんなさい。福祉タクシー。課長、窓口、分かります。窓口分かります。だけど、ですけどですよ。1年間通して、予算ですから、一応1年毎ですから、1年間通して、そういう方々に接する、町民福祉課だけじゃなくて、高齢あんしん課もそうでしょう。後どうでしょうかね、ま、色々サービスの中で、そういう困難者というか、タクシーチケット該当なりますねっていう方が、そういうサービスの中で気付くという部分もありますよ。ですから、単に窓口うんぬんでなくて、そういう所でも、是非、まず情報共有しながら、そういう事についてあれば進めて欲しいと、情報を知らせて欲しいという仕組み作りをね、町民福祉課、福祉タクシーのチケットの担当である町民福祉課からも、隣の高齢あんしん課を通して、そうすると民間のそういう介護の関係事業者の方々、ヘルパーさん、ケアマネージャーが一番近いですよ、そういう方々と。きっとそういう会議ありますよね、多分、そういうとこやってるでしょう。改めてね、そこちょっと、窓口だけってね、余りにも機械的な答弁だったんで、ちょっともしあれば教えて頂きたい。

それで、2つ。まず、移動困難者、移動制約者。要するに掴んでないんですよ、町長。分母は、もう沢山、沢山いるんです。その中で、実際どうなのかという事がね、本当、出崎課長もそうですよ。これ、あの、今後総合計画の中でも、公共交通会議の中でも、本当にどれだけの方々が、サービスできちっとフォロー出来ているのかという部分についても、調査して欲しいんです。昨日1問目でね、言って本当に簡単にスルーされてびっくりしちゃったんだけど、今、多くの自治体でやってますね、大体推計出したり、先程言った視覚障害者、肢体不自由者だったら、その何割位までは本当に色んなサービス受けなかったら大変だと。障がい者のサービスだけでは、足りないという部分なども含めて、それで福祉有償運送なども繋げようとか、色んな部分が出てきています。是非、これ、町長とは言いませんが、副町長、これだけのね、分母が障がい者だけの問題からいったってね、こだけ分母がいる部分で、もしかしたらきちんと調べたら、大変な方々がいるかもしれない。移動困難者、移動制約者のね、実態をね、ちゃんと調べて欲しいんです。これ、是非、副町長、担当課長とは言いませぬ。大きな町の問題ですから。それで、担当課長にお聞きしたいんですが、決算の数字ちょっと見たんですけどもね、障がい者の移送サービス、利用者11人、それから地域支援事業、ああ地域生活支援事業、移動支援者2人、この要綱、なんだ要綱か、要綱見たら、結局、中々使ったってね、大変なんですよ。先程言った障がい者、大変だあって言ったって、手帳が軽かったりですね、そうだと、自分は大変だと思っても障害等級で使えないだとかあるんですよ。だから、こんな少ない数になっちゃうのかなって思うんですが、例えばこの先程言った人数、これは最近で言うところこれ決算ですからね、2年前かな。最近で言うところ

態どうなんですか、移送サービス。移動支援事業など、それから、これについても、しっかりと利用が可能方には情報と言うか、周知されているのかと言う事も含めてね、ちょっとびっくりしたんですね。それでお聞きしたい。

それから最後。児童虐待の関係分かりました。それで、ちょっと課長教えて頂きたい。教育委員会でも聞こうと思ってたんですが、ここの、この要対協って言うんですか、略して。要保護児童対策地域協議会という意味で、基本的には、町民福祉課が主管だとすると、ここでちょっと前倒しで聞きたいと思うんですが。聞く所によると、もしかしたら違ったらごめんなさい。中学校で、不登校の結構長い不登校の方がいらっしゃるという事もちょっと聞いた事があります。で、それは例えばこの要対協の中で一定程度対策を取って来ている、取って来た、とかとかという事で、中々あまり具体的な事ちゅう事になると、難しい面もあるかもしれませんが、そういう点で、可能な部分ちょっと教えて頂きたいと思います。以上です

(議長)

はい。「町民福祉課長」。

「町民福祉課長」

はい。まず、タクシー、福祉タクシーの件でございます。ご指摘頂きましたように、窓口のみならず関係者という部分で必要なものと認識してございます。その様に対応させて頂きたいと思います。

2つ目、交通機関に、公共交通機関に関する調査という部分でございますが、現状、私どもだけではなくてですね、関係する課もございまして、どういった方法がそういう事が出来得るのか、ここについては内部的に検討が必要な事かなというふうに認識してございます。

3点目。サービス、どの様な実態があるのかという事でございます。1つ目。同行援護につきましては現状2人の利用を頂いてございます。続いて、移動支援事業、生活支援事業の中の1つでございますが、こちらについては4人と。あとは、家事援助としまして30人ほど。約40人弱の方が、福祉制度の、失礼しました。障がい者福祉制度の利用を頂いているという状況になってございます。

最後、要対協の関係でございます。先程、中学校というお話ございましたけども、私どもの場合は就学前のお子さんから高校に上がる迄と言いますか、含めてですね、対応という形の協議を種々させて頂いておりますので、色々、もろもろのケースがあるという事で、ご理解頂ければと思います。はい、以上でございます。

(議長)

はい。いいですね。

(議長)

他に質疑希望ありませんので、町民福祉課所管予算並びに関連議案についての質疑を終わります。



説明員入替のため、暫時休憩致します。